

平成31年白老町議会定例会2月会議会議録（第1号）

平成31年 2月 5日（火曜日）

開 議 午前10時10分

散 会 午前11時41分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告

第 4 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第10号）

第 5 議案第 2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

第 6 議案第 3号 財産の処分について

第 7 議案第 4号 工事請負契約の締結について

（平成30年度施工 バンノ沢川砂防工（第3支溪））

第 8 報告第 1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

第 9 産業厚生常任委員会の審査報告について

陳情第 1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書

○会議に付した事件

議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第10号）

議案第 2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

議案第 3号 財産の処分について

議案第 4号 工事請負契約の締結について

（平成30年度施工 バンノ沢川砂防工（第3支溪））

報告第 1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

産業厚生常任委員会の審査報告について

陳情第 1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書

○出席議員（13名）

1番 山 田 和 子 君

2番 小 西 秀 延 君

3番 吉 谷 一 孝 君

4番 広 地 紀 彰 君

5番 吉 田 和 子 君

6番 氏 家 裕 治 君

7番 森 哲 也 君

8番 大 淵 紀 夫 君

9番 及川 保君
11番 西田 祐子君
14番 山本 浩平君

10番 本間 広朗君
13番 前田 博之君

○欠席議員（1名）

12番 松田 謙吾君

○会議録署名議員

1番 山田 和子君
3番 吉谷 一孝君

2番 小西 秀延君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田 安彦君
副町	長	古俣 博之君
副町	長	岩城 達己君
教育	長	安藤 尚志君
総務課	長	高尾 利弘君
財政課	長	大黒 克己君
象徴空間整備統括監		笠巻 周一郎君
経済振興課	長	藤澤 文一君
農林水産課	長	本間 弘樹君
生活環境課	長	本間 力君
町民課	長	山本 康正君
税務課	長	久保 雅計君
上下水道課	長	池田 誠君
建設課	長	小関 雄司君
健康福祉課	長	下河 勇生君
高齢者介護課	長	岩本 寿彦君
学校教育課	長	鈴木 徳子君
生涯学習課	長	武永 真君
消 防	長	越前 寿君
消 防 課	長	早弓 格君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋 裕明君
主 査		小野寺 修男君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、2月5日は休会の日ですが、議事の都合により、特に第1回定例会2月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時10分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、1番、山田和子議員、2番、小西秀延議員、3番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成31年白老町議会第1回定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により、2月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成31年第1回定例会2月会議の運営の件であります。

定例会2月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般会計補正予算、規約の制定及び廃止、財産の処分、工事請負契約、専決処分の報告の5件であります。

また、議会関係としては、陳情審査報告1件が予定されております。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから、2月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 平成31年白老町議会第1回定例会2月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

はじめに、胆振海岸直轄化30周年記念行事記念講演会の開催についてであります。

胆振直轄海岸については、昭和63年の事業着手から今年度で30周年を迎えることを記念して、去る1月27日、北海道開発局室蘭開発建設部、苫小牧市並びに白老町の三者共催により、白老中央公民館において記念講演会を開催したところであります。

当日は、堀井学衆議院議員をはじめ、多くのご来賓や関係者など214名の参加のもと、国土交通省水管理・国土保全局海岸室齋藤室長と苫小牧駒澤大学国際文化学部岡田教授からご講演をいただき、海岸保全事業の意義や役割、またアイヌ文化との関わりについて理解を深めたところであります。

今後においても、海岸部における越波被害や海岸浸食の抑制等、住民の安全・安心の確保に向けて事業の整備推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、東京大学先端科学技術研究センターとの包括的連携に関する協定の締結についてであります。

本件については、昨年10月19日に実施したプロフェッショナル講演会の講師として、同センター所長である神崎亮平氏にご講演をいただいたことをご縁として、包括的な連携の可能性について協議、検討を行い、去る2月1日に調印を行ったところであります。

今後においては、相互に有する知識や経験、能力を活かしながら、各種研究交流や産官学連携並びに人材育成等を行い、多様化する社会情勢や行政需要など多くの地域課題の解決に寄与するべく、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、白老町立国民健康保険病院における循環器内科外来診療の開始についてであります。

白老町立国民健康保険病院では、本年2月から医療法人王子総合病院のご協力により、循環器内科外来診療を開始することとなりました。

診療の受付は、毎月第1、第3、第5水曜日のいずれも午後1時10分から4時30分までの時間で行いますとともに、診療室については、内科第1診療室を活用することとしております。

この循環器内科外来では、王子総合病院循環器内科の専門医師が診療を行います。循環器内科の専門分野としては、主に狭心症や心筋梗塞といった心臓・動脈硬化性疾患や腎不全などの腎臓疾患の診察を柱としており、高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病に対しても対応するなど、循環器内科診察に関する町民の関心は高いと捉えており、この度の医療連携について大いに期待するところであります。

なお、本2月会議には、議案4件、報告1件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） これで行政報告は終わりました。

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第10号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第10号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第1号でございます。議1-1をお開き願います。平成30年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,502万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,967万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成31年2月5日提出。白老町長。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、次のページの2歳出につきましては説明を省略させていただきます。

次のページをお開きいただきまして、5ページになります。「第2表 繰越明許費補正」でございます。2款総務費、2項徴税費、事業名地方税共通納税システム導入事業、金額は432万円でございます。本事業は、国の指導で法人町民税や個人住民税の一部で電子納税を可能とするシステムを構築するための経費を当初予算で計上しておりますが、国からのシステム詳細仕様の公表が送れたことで年度内の事業完了が困難になったことから、全額を次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の説明をいたします。歳出から説明をさせていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)その他一般管理経費15万円の増額補正であります。平成27年に町が実施した建築確認処分について、当該建築物のある土地に隣接する土地所有者から、境界線付近の建築制限に対する行政指導に不作為があったとして損害賠償を求められ、30年12月10日に札幌地方裁判所室蘭支部に訴状が提出され、これを受理されたものでございます。これに応訴するため、打ち合わせの旅費及び弁護士費用として委託料を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、17目諸費、(1)災害支援職員派遣事業114万2,000円の増額補正でございま

す。北海道胆振東部地震による厚真町への支援職員派遣に伴い、11月1日から12月19日の派遣終了日までの職員の時間外手当、消耗品及び燃料費を計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(1)被災農業者向け経営体育成支援事業3,493万円の新規計上でございます。本事業は、北海道胆振東部地震及び台風21号により被災を受けた農産物の生産加工に必要な施設や機械の再建及び修繕等を支援する国の事業で、市町村を通じて行われるものでございます。国の補助率は、事業費の2分の1以内となっておりますが、補助金を受けるための要件として市町村による予算の上乗せ措置、または金融機関からの融資を受けていることが必要となってきます。本事業の支援対象施設は5件、対象経費は約6,800万円、内、国の補助額は3,362万8,000円で北海道経由で道補助金となります。また町の上乗せ措置がなければ補助金を受けることができない事業であることから、上乗せ額は他の被災自治体の動向等を勘案し、対象経費の20%で上限を50万円と定め、町の補助額は130万2,000円とするもので、財源は一般財源となります。

次に、2項1目林業振興費、(1)林業成長産業化総合対策災害復旧事業96万2,000円の新規計上でございます。本事業につきましても、北海道胆振東部地震等により、被災を受けた特用林産施設の再整備を支援する国の事業で、市町村を通じて行われるものであります。国の補助率は事業費の2分の1以内で、補助採択にあたり市町村による予算の上乗せ措置などの要件はございません。本事業の支援対象は2件、対象経費は約200万円、内、国の補助額は96万2,000円で、北海道経由の道補助金が交付されることから、同額を計上するものでございます。

次に、7款商工費、1項1目商工振興費、(1)白老駅北整備事業7万6,000円の増額補正でございます。白老駅北観光商業ゾーン民間活力導入事業プロポーザルの実施にあたり、事業候補者選定のための選定委員会を年度内に開催するため、委員の委員報酬及び費用弁償を計上するもので、財源は一般財源となります。

次に、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費596万5,000円の増額補正でございます。町道の冬場の安全を確保するため、消耗品費を増額するとともに、燃料費及び修繕料などの不足分を計上するものであります。財源は一般財源でございます。

12ページになります。9款消防費、1項1目常備消防費、(1)消防本部運営経費17万4,000円の増額補正でございます。平成31年度の新採用消防職員について、当初4名として制服など貸与品の予算を計上しておりましたが、年度途中で1名の追加退職の申し出があったことから、退職職員の補充として1名を追加採用することとし、貸与品の経費を増額するものでございます。なお、追加の採用にあたっては、かねてより女性消防職員の採用を総務省、消防庁より要請されている中にありまして、消防職員の募集に対し、女性の応募があり、採用試験において優秀な成績であったことから、女性職員の追加採用を予定しているところでございます。財源は一般財源であります。次に、(2)常備消防施設維持管理経費57万3,000円の増額補正でございます。萩野分団詰所に設置しておりますデジタル無線ルーターが故障し、無線が繋がらない状況にあり、現在代替品で対応しておりますが、これを修繕するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、10 款教育費、6 項 2 目体育施設費、(1) 総合体育館火災警報器取替え事業 105 万 6,000 円の新規計上であります。総合体育館に設置されている火災警報器の受信機及び発信機が老朽化に伴い誤作動が頻発しており、早急に改善する必要があることから、受信機 1 台及び発信機 5 個の取りかえ工事を行うものであります。財源は一般財源となります。

以上で歳出の説明は終了させていただきまして、歳入の一般財源について説明をさせていただきます。6 ページ、7 ページをお開きください。後段の、20 款繰越金、1 項 1 目繰越金の前年度繰越金 1,043 万 8,000 円は、歳出総額に対する歳入の不足分として計上するものでございます。これによりまして繰越金の留保額は 2,071 万 5,000 円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11 番、西田祐子議員。

○11 番（西田祐子君） おはようございます。11 番、西田でございます。11 ページの商工振興費、白老駅北観光商業ゾーンプロポーザル審査委員会を開催するにあたってということなのですけれども、本来であればこの事業というのは年度当初から補正を組んでいかなければいけないものなのかとちょっと感じていたものですから、今この時期に補正をするというのは遅いのではないのかと疑問に思ったものですから、なぜ今回このような形で補正を組まなければいけなくなったのか。また、審査委員会を今回やることによって、どういうことで、いつまでこういう日程でやっていくのか。また、プロポーザルに関しても、そういう専門性のある方々をお招きしてやるのだらうと思うのですけれども、そういう中でどのような形でやっていこうとして今回こういう補正になったのか、できればもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

それから、13 ページの常備消防施設維持管理経費なのですけれども、今回新規追加採用について女性職員を採用するというので、これは非常にいいことかと思っておりました。以前からもやはり消防職員も女性が何人かいらっしゃることによって、救急対応は特にありがたいかと思う部分もあったのですけれども、ただ、女性職員を採用するにあたってやはり消防の中できちんとどの程度の女性が必要なのか。また、この女性職員と男性職員との体力の差などもありますので、その辺などもきちんとされているのだらうと思うのですけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 駅北の整備事業にあたってのプロポーザルの審査委員会についてのご質問でございます。3 点ほどございました。まず、1 点目のこういった性質の予算でございますので、年度当初で計上するのが本来ではないかといったようなご指摘がございました。もちろん西田議員のおっしゃるとおり、そういう姿が 1 番望ましいのかとは考えておりますけれども、年前の 12 月 17 日の段階で公募要項について、ある程度作成のめどがついて議員の皆様にお示ししたという中で、そこでプロポーザルでやる手法等々が決定したという段階を

踏んだものですから、補正予算の提出と当初予算からは上程できなかったということでご理解いただければと考えてございます。

それから2点目のスケジュールの件でございます。年前の特別委員会でも若干ふれてはございますけれども、1月15日に事業予定者の説明会を開かせていただきました。今後のスケジュールでございますが、昨日2月4日から募集を開始するといった中で、締め切りにつきましては、現在3月15日に決定してございます。それで、このプロポーザルの審査委員会をいつ行うかということでございますと、3月27日を今予定していると考えております。最終的な事業者の決定につきましては、4月上旬というスケジュール間をもって今進めているところでございます。

3点目の審査委員会の補正も含めたものですが、これにつきましては白老町のほうで業務発注にかかるプロポーザル実施要綱というものをもってございます。これに準じた中で委員については8名以内を予定しているということでございます。この要綱によりますと、まず一つは学識経験者を選びたいと。それから当該業務に関し専門性を有する者、それから三つ目として、その他町長が必要と認める者という中で、これは全体で8名以内で選定したいというふうに思っています。当然、プロポーザルで行う内容ですので、今どういった人材を審査委員会の委員にするかということはちょっと発言は控えさせていただきたいと思っておりますし、あくまでもこれは公平中立な立場で審査を行うわけですので、ここでは申し上げられないということはお話しておきますけれども、当然ながら例えば観光ですとか、物販、物流に精通している分野の方、あるいは企業経営、店舗経営、こういった方に明るい方、あるいは商業施設の賑わい対策、そういったものに対して見識の高い方、こういった方を選定していきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 早弓消防課長。

○消防課長（早弓 格君） 先ほどのご質問ですが、女性職員の採用についてですが、かねてから消防職ということで、白老町においては懸案事項となっております。31年度の採用にあたって、35名の受験資格、そのうち2名の女性の申し込みがあつて、そのうちの1名が採用内定ということになっております。消防の中で女性の役割というのはいろいろ多岐にわたってございます。西田議員がおっしゃるとおり、救急業務であれ、予防業務であれ、多岐にわたっております。その中で体力的なことといいますと、採用後、初任教育というのがありまして北海道消防学校に5カ月間缶詰になりまして消防の基礎、体力的な面も含めまして、教養も含めまして5カ月間勉強してまいります。その後、現地に戻りまして消防隊、救急隊、救急の資格があれば救急隊の部分で独自地元で教育した中で今後どのように現場で対応できるかということを見極めながら、今後やっていきたいと思っております。女性職員の採用にあたって、女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度というのがありまして、アドバイザーは全国の消防のほうでアドバイザーがおりまして、そういう方々が講習会を開いて、それに職員が参加するような形を取っております。昨年は室蘭市消防本部で開催がありまして、今月ですけれども登別市でアドバイザー制度の方が見えられまして、そこにも白老町の職員が数名参加する予定であります。

なおかつ胆振管内の消防本部に女性職員が数名おりますので、各消防本部二日間にわたって白老町の職員が女性職員がどういう感じなのかということで現地のほうに調査に行っております。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 今後どの程度の女性を採用するのかというご質問なのですが、総務省のほうからでは、平成 38 年度末までに定員の 5%以上の女性職員を採用しなさいという指導が入っております。したがって白老町の規模の定数でありますと 3 名程度になるのかと考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、西田祐子議員。

○11 番（西田祐子君） 11 ページのほうは大体わかりました。駅北整備事業なのですが、今回あがった金額は非常に小さいのですが、やることは大きいことをやるのです。白老町の将来にかかわる大きな事業でございますので、あえてここで質問させていただきましたし、今回のプロポーザル事業できちんとしたすばらしいものを選定され、そして白老の町民みんなが豊かになれるような、それでみんなに喜んでもらえるような、そういうものをつくっていただきたいと思っております。あえてここで質問させていただきました。

消防のほうはわかりました。ありがとうございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

5 番、吉田和子議員。

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。13 ページのところでは 1 点伺いたいと思っております。総合体育館火災警報器取替え事業ということで、これは体育館一つ、1 箇所ということなのですが、公共施設は町が設置しているところ、公営住宅等も含めて、時期的にそういうことが国から指示されたときに一斉につけたと思うのですが、今後こういったことが随時各施設でおきてくると思っておりますが、これは計画を立ててやっていくのか、それともそれぞれの点検の中で必要性を見出して補正として今後組まれていくようになるのか、その点を伺いたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 私のほうからは公営住宅の部分でお答えさせていただきます。公営住宅のほうにも各戸に警報器をつけておりますので、これについては耐用年数が過ぎたら順次取りかえていきたいと建設課のほうでは計画を考えております。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 社会教育施設及び社会体育施設につきましては、建設年度がそれぞれ別でございます。今回につきましては、総合体育館昭和 45 年以降のものが老朽化によってということですので、検査によってわかりましたし、またこの寒い冬に暖房をつけた状態ですぐ音が鳴るといったようなことがありましたので、今回急のことでございましたけれども補正で対応させていただきたいということになりました。検査は毎年行っておりますので、その都度対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。できればこれは定期的に耐用年数はある程度決まっ

ていることだと思いますので、もし予算が立つものであれば先に予算等を計上しながら随時、何か起きてからするのではなくて、やっていただきたいと思います。

それとここは今回の補正予算で教育費はここしかありませんので、関連にもならないのですが少し質問させていただきたいと思います。私も前田議員も前に質問いたしまして、児童クラブの送り迎えのときに場所が暗いということで、まずは街灯をつけてほしいということをお願いいたしました。街灯はつけていただきました。その後、高齢者が送り迎えをする、お腹の大きい保護者の方が送り迎えをするということで、大変危険が伴うということで手すりをつけてほしいということも学校から町といろいろやり取りをしながらずっとやってまいりました。かなりお金がかかってくるという見積もりで、いくらぐらいだったか私ちょっと記憶にないのですが、金額もきつと押さえられていると思いますが、その工事をするためのことまで全部計算をして、そして1番いい方法はないかということでいろいろ鈴木学校教育課長も悩まれて一緒に考えてくださいましたけれども、きのうちょっとした事故が起きたと伺いました。私はこういった工事、警報器にしても何しても、いつ起きるかわからないものを事前に防ぐ。それは町民の安心と安全のためであるというふうに私は捉えていつも言っているのですが、今回も鈴木学校教育課長とは、冬になったら特に危険なので、冬にならない前に何か方法を考えてもらいたいということで、通るところを考えたりするというお話があったのですが、きのう80歳の方と子供さんが鼻を打ってけがをして血を出したという話を伺いました。80歳の方は今のところは何ともないということなのですが、私はやはりその手すりをつけたら事故がなくなるかどうかということにはわかりませんが、本当にそういった対応をしないことで1番心配していたことが起きたと。子供さんはけがをしたということですから、大きなけがではなくてよかったと胸をなでおろしたのですが、これは教育委員会だけではなくて、お金を伴いますので、行政も関係あると思うのですが、やはり優先順位があると必ず言いますね。それともう1点は車を降りてから子供さんを迎へに行くまでのところが大変暗いということで、中には懐中電灯を持ったりいろいろな工夫をされているということで、これは夏は8時ぐらいまで明るいですが、冬場の問題だと思うのですが、今工事しているところ街灯ではなくてもいろいろ灯りがついていますね。足元を照らせるのですから、太陽光を利用したりだとか、そういったものを利用して安い値段で2、3個置くと足元を明るくできるのではないかとというふうに考えるのですが、学校教育課長として、または教育委員会として、そういったことを受けてどのように今後対応されていくのか、その辺伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） きのう報告を受けまして、私も吉田議員がおっしゃっていたことが頭をよぎりました。早くに対応ができなかった部分については、けがをされた方たちがいらっしゃいますので申し訳なかったと思っています。きのう報告を受けた中で教育委員会の中でも早急に対応できることがないかということでいろいろ検討を考えている最中ではありまして、通るところですとか、何らかできないかということで今検討を進めていますが、きのうちょっと気象条件が悪かった部分もあって、砂ですとか何らかの対応をできればよかったとい

う部分も反省の点がありますので、吉田議員や前田議員からいろいろ助言をいただいている中で私も対応に手遅れがあったと思いますので、このあたりについては早急に対応できるようには考えていきたいと思えます。ただ、何か起きてからの対応だったのが申し訳ないと思えますので、そちらも早め早めに対応できるように、ほかもないかどうかも含めて考えたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） これは鈴木学校教育課長が本当に悩まれて、鈴木学校教育課長一人でできることではないと思うのです。教育関係はあれですけども、予算等関係は財政課のほうだと思っておりますが、やはり先ほど言っていたらっしゃったように、きのうは本当に大変な雪で、でも私たちは北海道に住んでいるわけです。いつ雪が降るかというのは何の知らせもないわけです。そのとき降ってしまうのです。降ったときにすぐ対応できるような状況だったらよろしいですけども、きのうは本当に除雪も3時間以上、先ほど3倍以上の時間がかかったと言っていました。思ったような対応ができないこともあるわけです。ですから、そういったことが起きる前に何らかの形、通るところを変えとか、いろいろ言っていましたけれども、これは町民も悪いと思うのですが、やはり今までの便利さ、近いところ、そういったところを通りたいというのは真理なのです。なぜかという、お父さん、お母さんが迎えに来たりすると少しでも早く子供を連れ帰ってご飯を食べさせなければならない、みんな忙しい中でやっているわけです。ですから通るところはきちんと、それは私は学校の責任であり、町の責任だと思っておりますので、やった人たちが通ったところが悪いだとか、歩き方が悪いだとか、そういったことを責められるものではないと思っておりますので、本当にこれはきちんと相談はされているということですけども、きょう本当にこの何日間以内に何だかの形をつくらないと私は責任を果たすということにはならないと思えますが、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず施設を管理する者として大変利用者の方がけがをされたという点に関しては、管理者として大変申し訳なかったというふうに思っております。今、吉田議員のほうからもお話がございましたように、今具体的にきょう、あす中にすぐ方向性を出すということはなかなか時間的にも難しいところがございますけれども、もう一度教育委員会の中、あるいは子育て支援室のほうも含めて、もう一度ルート、あるいは方法、いろいろな面でより安全性を高めていくあり方について早急に検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず9ページです。被災農業者向け経営体育成支援事業です。これは今、大黒財政課長のほうから説明がありました。5件で6,800万円ということでありましてけれども、これは5件、固有名詞はいりません。A、B、Cでいいですけども、この5件の農業者の経営形態とその支援事業内容、金額、そして事業期間、これに伴って何が過日となるのか。まずその部分です。

それと同じく 11 ページの林業成長産業化総合対策災害復旧事業、これも今質問したことと同じような、2 件とありますけれども、2,000 万円に対する具体的な事業内容がどのようになっているかということでもあります。

次に、13 ページの消防本部運営経費です。これは確認だけですけれども、越前消防長のほうで今後女性職員 3 名ぐらい採用する予定もありますと、これは非常にいいことだと思います。職場もかなり和やかになるし、独身男性は張り切って仕事をすることによって、その効果も大きいかと思います。ただ、これは何を言いたいかといたら、女性隊員というのか、職に対して環境施設なのです。これはやはり女性ですから、よくわかりません。新しい建物ですから、仮眠室とかシャワー室、トイレもどうかわかりませんが、等々に対して整備されているのか。今後そういう部分を施設拡充、整備しなければいけないと、そういう問題はあるのかどうか、その辺だけお聞きしておきます。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 先に女性職員の部分についてお答えいたします。施設については、建設当初から女性専用の更衣室にユニットバスを設けていまして、トイレもそこにございます。ここはあくまでも女性専用室ですので、そこに男性職員が入ることはございません。あと仮眠室につきましても個室対応となっておりますので、これは当然施錠できる部屋となっておりますので、この個室でも対応できるのかと思っておりますけれども、今全国的に新しく建てきている庁舎では、女性エリアというのはきちんと男性と別に区画するというのが主流になってきているようでございますので、将来的にはエリアとして区画する、パーテーション等で区画するということが泊まりの女性職員が多くなってくれば必要になってくるかとは思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 被災農業者向け経営体育成支援事業のほうからご説明をさせていただきます。対象が 5 件ということで、まず 1 件がハウス園芸を主に行っている事業者さんとして、パイプハウスの修繕が 6 棟、事業費が 22 万 2,323 円、このうち国のほうからの補助が 8 万 2,000 円、町からの助成金が 4 万 1,000 円となっております。こちらにつきましては全て修繕を完了しております。続きまして 2 件目が畜産事業者さんでございます。施設内の牛舎の配水管が破損したということで、こちらの修繕が 5 カ所、全体の事業費が 6,912 万円、それに対する国の補助金が 3,200 万円、町の助成金が 50 万円です。こちらにつきましては今、事業者さんのほうで改修工事の準備を進めているということで、場合によっては年度内に工事が間に合わない可能性がありますので、その際は繰越の手続きを取りたいと考えております。3 件目が同じく畜産事業者さんとして、牛舎の屋根、壁の修繕で、こちらの事業費が 172 万 8,270 円、これに対する国の助成金が 80 万円、町の助成金が 32 万円。続いて 4 件目になりますが、こちら畜産事業者さんになります。畜舎パイプハウスの修繕が 1 棟、金額が 72 万 9,399 円、国の助成金が 36 万 4,000 円、町の助成金が 14 万 5,000 円でございます。最後 5 件目が畑作の事業者さんでございます。パイプハウスの修繕が 7 棟、事業費が 148 万 204 円、これに対し

て国の助成金が38万2,000円、町の助成金が29万6,000円でございます。

続きまして、林業成長産業化総合対策災害復旧事業の内訳でございます。こちらがいずれも特用林産の関係でシイタケ栽培をされている事業者さんになります。1件目が生産資材、菌床の大量廃棄があったということで、その部分の再購入の経費、事業費で121万8,240円、それに対する国の助成金が56万4,000円です。もう1件が空調設備の交換と修理ということで85万9,680円、これに対する国の助成金が39万8,000円ということで、この2件につきましてはいずれも修繕を完了しております。あともれましたけれども、先ほどの2件目以降についても修繕をおおむね完了しているという状況です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。これだけの被害があったということですが、これに対する畜産関係はどうかわかりませんが、この畑作とか、園芸関係は主体的な施設が破損していますけれども、これに対する売り上げとか、収益とか、経営にかかわる影響というのは出ていますか。それでこれについている被害については議会でも報告されていますから、その部分は承知されていると思いますけれども、その辺どのような形になっているのか。もし畜産でもそういう影響があれば教えてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 直接の施設の被害額以外の経営面の影響ということなのですが、特に大きいのがシイタケ栽培をやられている事業者さんでして、地震で直接被害があった後に地震のあと停電がございました。その機械設備が停まったということで、要は生産ラインが一時期全く動かなくなったということで、1番大きいところでは1億円近い売り上げに影響があったという報告をいただいております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

なければ私のほうから1点だけお伺いします。9ページの損害賠償事件で15万円となっておりますけれども、聞くところによると委員会協議会も開かれて説明もあったという話なのですが、言うなればAという方とBという方がいて、地主同士でBのところ建てたBさん所有の車庫の建て方についてAさんがクレームをつけて、それに対して行政に間に入ってくださいと言ったのかどうかわかりませんが、行政の指導が悪いということで、要は裁判をかけられて裁判所から出頭要請があったということだと伺っているわけなのですが、これは民間同士、民事だけの話であって、行政が何もかわる必要のない、いわゆる言いがかりみたいなもので裁判をかけられたような気がしてならないのですけれども、この経緯について若干説明していただきたいと思います。というのは、同じようなことがあって、めったにないかもしれないけれども、こんなので裁判をかけられること自体が大体、関係ありませんという話で済ませることができる話だと思うのです。これは行政が関与する話ではないと思うのです。どうなのですか。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 確認申請の部分でのトラブルということで私のほうから答弁させ

ていただきます。平成 27 年に、いわゆる原告 A としますと、その隣人の B の方が境界間際に自分の車庫を建てたということでございます。その車庫が境界ぎりぎりに建てているということで、原告の方が民法上の中では 50 センチ離して建物は建てなさいという規定があるのにもかかわらず、そういう境界ぎりぎりに建てたということで、これは行政のほうにそのあたりの建築確認をする際の中でそういう指導をお願いしたいということの相談がありました。それに対して建設課のほうでもすぐ確認をしに行って、その状況を確認しまして、双方にいわゆる建築確認法の違法ではないということの、あくまでも民法上の規定の中での部分でございますので、あくまでも隣人同士相談しながら調整してくださいと、そのトラブルを解消をしてくださいということの指導は建設課のほうでやっております。その後、本人同士、どこまで協議されたかはわからないのですけれども、そういった中で建設課のほうで最終的に昨年末にその調整に対しての不作为ということが行政にもあるのではないかということの訴えを裁判所におこしたといった部分でございます。

○議長（山本浩平君） 具体的にお伺いしますけれども、行政のそういう確認申請についての指導なり業務なりが悪かったということで、いくらぐらいの損害賠償を行政に対しておこってきて、それで最終的にはどういうふうになったのですか。これは裁判費用と旅費ですから、このプランは見たらわかるのですけれども、結果的にはどういった訴えですか。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 損害賠償としては、その訴状を見る限りでは 20 万円ということの損害賠償を町のほうに求めております。今回、訴状の中では 2 月の中過ぎに呼び出しということで裁判所のほうから呼び出しということにございますので、そういった部分を見た中での今回の補正の金額となります。状況的には、その呼び出しの状況を見ながら今後どういう対応をしていくのかということとはまた弁護士事務所のほうと協議をしながら最終的にはうちのほうで考えていくのかというような形で今のところは考えております。

○議長（山本浩平君） 裁判所からの出頭要請があるから、これは対応しないわけにはいかないのだけれども、極力こういったことは本当に行政が関与する内容ではないので、いろいろな方々がいらっしゃると思うけれども、うまく説明して丸くおさめるように今後努力していただきたいと思います。答えは結構です。

ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 平成 30 年度白老町一般会計補正予算（第 10 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに
廃止について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議 2－1 をお聞きください。

議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてでございます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように定め、北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1973 号指令）を廃止する。

平成 31 年 2 月 5 日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。議 2－4 をお聞きください。

附則

1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

2 北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1973 号指令）は、廃止する。議 2－10 をお聞きください。議案説明でございます。

北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できる（事務の委託）よう定める規約を制定し、現行規約を廃止するため、本案を提出するものである。

次のページ、北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表です。今回の主な改正点でありますけれども、北海道が構成団体である石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を別表から削除するとともに、当該団体等から事務の委託の申し出がされたときは受託することができるよう、改正後の第 5 章雑則に事務の受託についての規定を新たに設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正前		改正後																					
<p>第 5 章 雑則</p> <p>(管理者への委任)</p> <p><u>第 1 4 条</u> この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>(略)</u></p> <p>別表第 1 (第 2 条関係) 組合を組織する地方公共団体</p>		<p>第 5 章 雑則</p> <p><u>(事務の受託)</u></p> <p><u>第 1 4 条</u> 組合は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、<u>これを受託することができる。</u></p> <p>(管理者への委任)</p> <p><u>第 1 5 条</u> この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則（平成 3 1 年市町村第 号指令）</p> <p><u>1</u> この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。</p> <p><u>2</u> 北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1 9 7 3 号指令）は、<u>廃止する。</u></p> <p>別表第 1 (第 2 条関係) 組合を組織する地方公共団体</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>支庁名</u></th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（<u>1 5</u>）</td> <td>（略）石狩教育研修センター組合、<u>北海道市町村職員退職手当組合</u>、<u>石狩東部広域水道企業団</u>、<u>石狩西部広域水道企業団</u>、札幌広域圏組合（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（<u>1 1</u>）</td> <td>（略）檜山広域行政組合、<u>江差町ほか 2 町学校給食組合</u>、北部桧山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局（<u>1 2</u>）</td> <td>（略）胆振東部消防組合、<u>西胆振消防組合</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>支庁名</u>	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（ <u>1 5</u> ）	（略）石狩教育研修センター組合、 <u>北海道市町村職員退職手当組合</u> 、 <u>石狩東部広域水道企業団</u> 、 <u>石狩西部広域水道企業団</u> 、札幌広域圏組合（略）	（略）	（略）	檜山振興局（ <u>1 1</u> ）	（略）檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか 2 町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合	（略）	（略）	胆振総合振興局（ <u>1 2</u> ）	（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>管内</u></th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（<u>1 2</u>）</td> <td>（略）石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（<u>1 1</u>）</td> <td>（略）檜山広域行政組合、<u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u>、北部桧山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	<u>管内</u>	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（ <u>1 2</u> ）	（略）石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合（略）	（略）	（略）	檜山振興局（ <u>1 1</u> ）	（略）檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合	（略）	（略）
<u>支庁名</u>	市町村・一部事務組合及び広域連合																						
石狩振興局（ <u>1 5</u> ）	（略）石狩教育研修センター組合、 <u>北海道市町村職員退職手当組合</u> 、 <u>石狩東部広域水道企業団</u> 、 <u>石狩西部広域水道企業団</u> 、札幌広域圏組合（略）																						
（略）	（略）																						
檜山振興局（ <u>1 1</u> ）	（略）檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか 2 町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合																						
（略）	（略）																						
胆振総合振興局（ <u>1 2</u> ）	（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u>																						
<u>管内</u>	市町村・一部事務組合及び広域連合																						
石狩振興局（ <u>1 2</u> ）	（略）石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合（略）																						
（略）	（略）																						
檜山振興局（ <u>1 1</u> ）	（略）檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合																						
（略）	（略）																						

(略)	(略)
十勝総合振興局 (25)	(略) 南十勝複合事務組合、 十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合 (略)

胆振総合振興局 (12)	(略) 胆振東部消防組合、 西胆振行政事務組合
(略)	(略)
十勝総合振興局 (24)	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合 (略)

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2~7 (略)	(略) 胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高東部消防組合 (略)
8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) 石狩教育研修センター組合、 <u>北海道市町村職員退職手当組合</u> 、 <u>石狩東部広域水道企業団</u> 、 <u>石狩西部広域水道企業団</u> 、札幌広域圏組合 (略) 檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、 <u>北部桧山衛生センター組合</u> (略) 胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高西部消防組合 (略) 南十勝複合事務組合、 <u>十勝環境複合事務組合</u> 、 <u>十勝圏複合事務組合</u> (略)
10 (略)	(略)

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2~7 (略)	(略) 胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高東部消防組合 (略)
8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) 石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合 (略) 檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合 (略) 胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高西部消防組合 (略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合 (略)
10 (略)	(略)

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第3号 財産の処分について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 財産の処分についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第3号、議3-1をお開きください。財産の処分について。

次のとおり財産を処分するものとする。

平成31年2月5日提出。白老町長。

1、処分する財産。土地、所在地、白老町若草町2丁目1019番21、地目、原野、地積3,127.45平方メートル、処分、処分価格2,283万385円。所在地、白老町若草町2丁目1019番地22、地目、原野、地積4,172.62平方メートル、処分価格3,046万126円。所在地、白老町若草町2丁目1019番25、地目、原野、地積2万302平方メートル、処分価格1億4,163万5,128円。合計、地積2万7,602.07平方メートル、処分価格1億9,492万5,639円。

2、処分の相手方、札幌市中央区北2条西19丁目、支出負担行為担当官、札幌開発建設部長、宮島滋近。

3、処分の目的、民族共生象徴空間整備用地として売却するため。

4、処分の方法、随意契約による売却。

次のページ、議案説明になります。財産（土地）を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに今回売却する 3 筆の図面を添付してございます。28 年度から 3 カ年で売却をするという最終年度で、これをもちまして全て民族共生象徴空間の整備用地を国のほうへ売却することとなります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 3 号 財産の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号 工事請負契約の締結について

（平成 30 年度施工 バンノ沢川砂防工（第 3 支溪））

○議長（山本浩平君） 日程第 7、議案第 4 号 工事請負契約の締結について（平成 30 年度施工 バンノ沢川砂防工（第 3 支溪））を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 4 号でございます。議 4-1 をお開きください。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 31 年 2 月 5 日提出。白老町長。

1、契約の目的 平成 30 年度施工、バンノ沢川砂防工（第 3 支溪）。

2、契約の方法 制限付一般競争入札。

3、契約の金額 5,238 万円。

4、契約の相手方 道南総合・田中特定建設工事共同企業体、代表者 白老郡白老町大町 1 丁目 10 番 8 号、道南総合土建株式会社、代表取締役社長、道見みちる。構成員、白老郡白老町字社台 139 番地 7、株式会社田中組、代表取締役、田中正樹。

5、契約保証金 白老町契約に関する規則第 35 条第 2 号の規定により免除。

次のページ、議案説明でございます。

平成 30 年度施工バンノ沢川砂防工（第 3 支溪）

1、工事場所 白老町字白老（白老弾薬支処内）。

2、完成期限 平成 31 年 10 月 31 日。

3、工事概要 砂防堰堤工 N、1 基。流路工 N、1 箇所。

バンノ沢川砂防事業は、平成 7 年度から平成 21 年度にかけて流路工及び床固工の河川整備を実施したバンノ沢川及び西バンノ沢川に対する土砂の流出防止を図るため、降雨時における当該河川への雨水流出経路である支溪にて、砂防堰堤及び流路を整備するものでございます。

バンノ沢川及び西バンノ沢川で、砂防堰堤 17 基及び流路 19 箇所の整備計画があり、平成 30 年度事業では西バンノ沢川 1 支溪を施工するものでございます。

（1）第 3 支溪砂防堰堤工。本提、延長 29.1 メートル、提高 6.1 メートル。側壁 11.4 メートル。水叩 9.7 メートル。垂直壁、壁長 15.4 メートル。

（2）流路工。延長 17.94 メートル。

次のページ以下、位置図、平面図等を参考資料として添付してございます。

続きまして、入札の経過でございますが、去る 12 月 7 日に白老町公告第 22 号による制限付一般競争入札の公告を行い、12 月 7 日から 12 月 17 日まで入札参加資格の申し込みを受けつけしました。その結果、丸幸鈴木・長谷川、道南総合・田中、川田・岩崎の 3 特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、1 月 17 日に入札を行ったところでございます。落札者は、道南総合・田中特定建設工事共同企業体でございます。

落札率でございますが、予定価格 5,371 万 9,200 円に対し、落札額 5,238 万円で、落札率は 97.5%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 工事請負契約の締結について(平成30年度施工バンノ沢川砂防工(第3支溪)、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

○議長(山本浩平君) 日程第8、専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告につい
て。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定され
ている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月5日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法(昭和22年法律第67号)第180
条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例(平成20年条例第51号)第8条の規定により
町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年1月18日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金20万1,428円

2、損害賠償の相手方、白老郡白老町字石山26番地5、高橋和紀。

次のページ、説明であります。事故の発生状況です。

1、日時、平成30年12月28日(金)午前11時10分頃。

2、場所、白老町大町3丁目9番11号。

3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況、平成30年12月28日(金)午前11時10分頃、訪問先の事務所駐車場において、
用務を終えて帰庁するため、出車しようとして(甲)車両を後進させたところ、後方に駐車してい
た(乙)車両に気づかず、(甲)車両の後部が(乙)車両の後部と接触し、(乙)車両のリアバ
ンパーの破損等が発生したものであります。

5、被害の程度、(乙)車両リアバンパー、リアテールランプ等損傷。

6、本件は、(甲)が運転中後方不注意により確認義務を怠ったことにより発生した事故であ

ることから、(乙)車両の修理費用等20万1,428円を(甲)が(乙)に対して支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次のページに事故発生状況の図面をつけてご置きます。以上でございます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明が終わりましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書

○議長(山本浩平君) 日程第9、白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書を議題に供します。

本件については、平成30年定例会11月会議において産業厚生常任委員会に付託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長(広地紀彰君) 陳情の審査報告書。

本委員会に付託された陳情の審査結果を、次のとおり白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により報告いたします。

- 1、件名、陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書。
- 2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町字萩野313番地56、大西潤二。
- 3、審査の経過。

平成30年11月19日再開された平成30年白老町議会定例会11月会議において本委員会に付託されたので、平成31年1月18日に委員会を開催し、陳情提出者及び関係団体から参考人を招致し願意を聴き関係課の説明を求め慎重に審査した。

- 4、審査の結果。

不採択すべきものと決定。

- 5、審査意見。

本委員会は陳情者からの願意、陳情者から指摘を受けた民間団体、さらには事務局を担っていた白老町役場担当課の関係者を招致し、慎重に陳情を審査した。

再三にわたって確認したところ、陳情者の願意はあくまで補助金を不正受給したと陳情者が指摘している萩の里自然公園管理運営協議会森づくり部会(以下 森づくり部会とする)の解散を求めるというものであった。

また陳情者は、森づくり部会の補助金獲得には事務局の指南があると指摘し、役場が民間団体の事務局を担うことへの疑義や、萩の里自然公園で展開される森づくり部会の活動への林業

従事者から見た懸念、さらには白老町としての林政への改善要求を述べた。

一方、森づくり部会からは、獲得した「森林・山村多面的機能発揮対策事業交付金（以下同交付金とする）」については、活動写真の不備など活動疎明資料整備に課題があり、森づくり部会としては臨時総会による全会一致の決議により、同交付金の全額弁済対応を決議したことは認めるものの、交付金に基づいた活動は行われており、また、あくまで萩の里自然公園の一層の利活用増進を企図した純然たる活動を行っており、今後も励んでいきたい旨の決意が示された。

また、担当課からは、萩の里自然公園運営と交付金の経過、町と民間団体とのかかわりが示され、委員からは同交付金の獲得、それに対する事務局の関与の適正について追及がなされ、その後自由討議にて委員間で多くの議論があった。

本件の森づくり部会の母体である萩の里自然公園管理運営協議会は、地域里山を守る、そして地域の緑を宝として未来につなぐことを目的として平成 11 年に設立された官民による公共的活動を担う組織である。その観点から見ても、その他の町が事務局を担う 36 の民間団体の状況と比較しても、庁内に事務局を置くことは理解できるものである。

陳情者の主願意は民間団体の解散であるが、普通地方公共団体の長の指導は公共的団体の総合調整権に関する規定に基づき行うものであることから、団体活動そのものに対しては解散を始めてとする監督権の規定はここに存在せず、よって事務局廃止、団体解散の権限が存在しないこと、また解散などの重要案件は民間団体の総会などで自由闊達に議論され自主的に判断されるべきものとの意見もあり、当委員会の陳情審査としては不採択とするものである。

なお、このたびの陳情が出されたことを鑑み、以下の附帯意見を付するものとする。

附帯意見。交付金の活用は本来、その趣旨に応じ、規定を遵守した上で大いに利活用されるべきものであるが、今回の同交付金の全額返金を決議するに至ったことは、森づくり部会、そして母体となる萩の里自然公園管理運営協議会の長年の活躍を鑑みるに誠に遺憾であり、萩の里自然公園を愛し、誇りをもって活動してこられた関係各位にも負担となる結果となった事実を憂慮する。陳情者の指摘にもあるが、交付金活用には厳格さが求められる。同交付金が用途に従って運用、管理、報告されることが、萩の里自然公園の活性化、林政の一層の振興に寄与することから、交付金活用・管理に対してはさらなる御留意をいただきたい。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま産業厚生常任委員会委員長から報告がありましたが、この委員長報告について質問がありましたらどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 審査意見はありますけれども、この内容についての云々についてはありません。これについては委員会で十分議論されていますので、結果は尊重したいと思います。ただ、この最後に、以下の附帯意見を付するとあるのです。これはなかなか陳情の中では珍しい附帯意見かと思えますけれども、この附帯意見の内容について若干理解しかねるところがあります。なかなか明快に付記することもできない内容であったのかもしれませんが、その内容について若干、委員長のほうにお聞きしたいと思います。答えられる範囲で結構です

のでお聞きします。この附帯意見の中の上から2段目に、今回の同交付金の全額返金を決議するに至ったと書いております。そして下から4段目、交付金活用には厳格さが求められる、そして次にこう結論づけているのですけれども、同交付金が用途に従って運用、管理、報告されることが、萩の里自然公園の活性化、林政の一層の振興に寄与することから、交付金活用・管理に対してはさらなる御留意をいただきたいと委員長が指摘していますけれども、この委員長が指摘している交付金の活用、運用、管理等に不適切な事務執行があったということを指摘しているのか、もしそうすればその内容が事務局としてどのような措置をされていたのか、その辺についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 広地産業厚生常任委員会委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） それでは、まず附帯意見の中でこの補助金の利活用に対する不適切があったのかどうかといった部分をどのように審査したのかについてお答えしたいと思います。交付金の前提となる適正さに欠くべきところがあったといったことは、今こちらの内容の中でも述べさせていただきましたが、センターハウスが冬期間閉鎖になり、協議会で週3回開設をすることになった平成26年から森林・山村多面的機能発揮対策事業交付金というものが、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会といったものからの交付金として利活用がなされる旨の事業が開始されておりました。それで実際にこの事業の母体となる萩の里自然公園管理運営協議会がございましたが、この事業を開始に移行するように、この運営協議会の母体とした森づくりの会という規約を別にした団体が設立されて、その中でこの森林・山村多面的機能発揮対策事業が開始されています。まず経過はそのようになっておりました。それで実際に森林見回り等の事業は行われておりました。ただ、これが平成30年6月にこの北海道の地域協議会に対し、大西潤二氏から6月6日にこの森林・山村多面的交付金による森林見回りの日当が交付金の目的外であるセンターハウスの管理に流用されているとの報告書の提出がありました。それで実際にこれから事務局が平成30年6月に札幌市に出向き質疑を受け、またそれまでの経過を同年8月に萩の里の協議会の森づくり部会の臨時役員会を8月21日に開催したところ、センターハウスの実際の見回りに対する疎明となる活動写真が足りないといった部分や、日報等で本来の交付金の対象外となるセンターハウスの施設維持、清掃等の活動や整備等、そういったものが活動の日報等にもあることから、交付金の活用についてのきちんとした管理、報告がなされていないという結論が森づくりの会の役員会の中でも確認され、平成30年9月に森づくりの会の臨時総会を開催することになり、森林見回り分の交付金については自主返納をするということを全会一致で議決したという経過を踏まえて、私たちは交付金についてより厳格な運用、報告等をなされるべきとの結論から附帯意見を付するものであります。

○議長（山本浩平君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書、委員長の報告は不採択でありますので、陳情書に対して採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（山本浩平君） 全員反対。

よって陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日、2月6日から3月31日までの間は、休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時41分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 山 田 和 子

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 吉 谷 一 孝